

第1号の4様式（第11条の3関係）（昭58運令36・追加、平4運令30・平16国交令93・平18
国交令108・平22国交令56・一部改正）

(一)

油 記 録 簿			
OIL RECORD BOOK			
貨物油及び水バラストに係る作業			
Cargo/ballast operations			
(油 タ ン カ ー)			
(Oil tankers)			
船 名			
Name of ship		_____	
船舶番号又は信号符字			
Distinctive number or letters		_____	
総 ト ン 数			
Gross tonnage		_____	
期 間		から	まで
Period		from _____	to _____

(二)

貨物艙及びスロップタンクの平面図
PLAN VIEW OF CARGO AND SLOP TANKS

(船内で記載する。)

(to be completed on board)



タンクの識別記号 Identification of the tanks	容 量 Capacity
スロップタンクの 深さ Depth of slop tank(s)	

(ポンプルームの位置を
表示すること。)

(Indicate the location of
pump room)

(各タンクの容量及びスロップタンクの
深さを表示すること。)

(Give the capacity of each tank and the
depth of slop tank(s))

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付並びに当該作業の内容を表す符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録及び当該作業の責任者の署名の欄に記入すること。
- 2 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

記録すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番号	作業の内容
(A)		貨物油の積み込み
	1	積み込みの場所
	2	積み込んだ油の種類及びタンクの識別記号
	3	積み込んだ油の総量（積み込んだ油の量（摂氏15度における量）及び積み込み後のタンク内の総量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(B)		航海中に行う船内における貨物油の移替え
	4	タンクの識別記号
	. 1	から
	. 2	へ（移し入れた油の量及び移し入れた後のタンク内の総量（立方メートルによる。）を表示すること。）
	5	4. 1のタンクは、空になったか。（空でなければ残留量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(C)		貨物油の取卸し
	6	取卸しの場所
	7	油を取り卸したタンクの識別記号
	8	タンクは、空になったか。（空でなければ残留量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(D)		原油洗浄（貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する原油タンカーのみ） 原油洗浄を行うタンクごとに記入すること。
	9	原油洗浄が行われた港。貨物を取り卸す二の港の間で原油洗浄が行われた場合には、原油洗浄時における船舶の位置
	10	洗浄したタンクの識別記号（注1）
	11	使用した洗浄機の数
	12	洗浄開始の時刻
	13	採用した洗浄方式（注2）
	14	洗浄管圧力
	15	洗浄の完了又は停止の時刻

	16	タンクが空になったことを確認した方法
	17	備考（注3）
(E)		貨物艙への水バラストの積込み
	18	水バラストの積込みの開始時及び完了時における船舶の位置
	19	水バラストの積込み
	. 1	水バラストを積み込んだタンクの識別記号
	. 2	水バラストの積込みの開始及び完了の時刻
	. 3	積み込んだ水バラストの量及び作業を行った各タンク内の水バラストの総量（立方メートルによる。）
(F)		クリーンバラストタンクへの水バラストの積込み （クリーンバラストタンクを用いて運航する油タンカーのみ）
	20	水バラストを積み込んだタンクの識別記号
	21	クリーンバラストタンクへの洗浄用の水又は港における水バラストの積込み時における船舶の位置
	22	スロップタンクに通ずるポンプ及び管の洗浄時における船舶の位置
	23	ポンプ及び管の洗浄により生じた油性混合物のうち、スロップタンク又は一時的に汚れた水バラスト等を保留する貨物艙へ移し替えたものの量及びタンク内の総量（タンクの識別記号を表示すること。立方メートルによる。）
	24	クリーンバラストタンクへの追加の水バラストの積込み時における船舶の位置
	25	貨物油管及びストリップ管とクリーンバラストタンクとを分離する弁が閉鎖された時刻及び船舶の位置
	26	船内に積み込まれたクリーンバラストの量（立方メートルによる。）
(G)		貨物艙の洗浄
	27	洗浄したタンクの識別記号
	28	港又は船舶の位置
	29	洗浄に要した時間
	30	洗浄方法（注4）
	31	移替え又は処分の方法
	. 1	受入施設への処分（港名及び処分量（立方メートルによる。）を表示すること。）（注5）
	. 2	スロップタンク又はスロップタンクとして指定された貨物艙への移替え（タンクの識別記号、移し替えた量及びタンク内の総量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(H)		汚れた水バラストの排出又は処分
	32	タンクの識別記号
	33	排出を開始した時刻及び船舶の位置

	34	排出を完了した時刻及び船舶の位置
	35	排出量（立方メートルによる。）
	36	排出中の船舶の速力
	37	排出中にバラスト用油排出監視制御装置は、作動していたか。
	38	排出中の汚れた水バラスト及び排出場所の海面の定期的な監視は、続けられたか。
	39	スロップタンクに移し替えた油性混合物の量及びタンク内の総量（スロップタンクの識別記号を表示すること。立方メートルによる。）
	40	受入施設への処分（港名及び処分量（立方メートルによる。）を表示すること。）（注5）
(i)		スロップタンクからの水の排出
	41	スロップタンクの識別記号
	42	汚水を最後に入れてからのセtringの時間、又は
	43	前回の排出からのセtringの時間
	44	排出を開始した時刻及び船舶の位置
	45	排出の開始時における内容物のアレージ
	46	排出の開始時における油水境界面のアレージ
	47	最終段階前における排出量（立方メートルによる。）及び排出速度（立方メートル毎時による。）
	48	最終段階における排出量（立方メートルによる。）及び排出速度（立方メートル毎時による。）
	49	排出を完了した時刻及び船舶の位置
	50	排出中にバラスト用油排出監視制御装置は、作動していたか。
	51	排出の完了時における油水境界面のアレージ（メートルによる。）
	52	排出中の船舶の速力
	53	排出中の水及び排出場所の海面の定期的な監視は、続けられたか。
	54	スロップタンクからの排出の完了時において船舶の管系の関連するすべての弁が閉鎖されたことを確認した。
(j)		他の方法により処理することができない油性残留物及び油性混合物の収集、移替え及び処分
	55	タンクの識別記号
	56	各タンクから移し替え、又は処分した量及び各タンクの残留量（立方メートルによる。）
	57	移替え又は処分の方法
	. 1	受入施設への処分（港名及び処分量を表示すること。）（注5）
	. 2	貨物油との混合（処分量を表示すること。）
	. 3	他のタンクへの移替え又は他のタンクからの移替え

		(タンクの識別記号、移し替えた量及びタンク内の総量(立方メートルによる。)を表示すること。)
	4	その他(方法及び処分量(立方メートルによる。))を表示すること。
(K)		貨物艙に積載しているクリーンバラストの排出
	58	クリーンバラストの排出の開始時における船舶の位置
	59	クリーンバラストを排出したタンクの識別記号
	60	タンクは、排出の完了時において空になったか。
	61	排出の完了時における船舶の位置(58の位置と異なる場合に記入する。)
	62	排出中のクリーンバラスト及び排出場所の海面の定期的な監視は、続けられたか。
(L)		クリーンバラストタンクからの水バラストの排出又は処分 (クリーンバラストタンクを用いて運航する油タンカーのみ)
	63	水バラストを排出し、又は処分したタンクの識別記号
	64	水バラストの排出を開始した時刻及び船舶の位置
	65	排出を完了した時刻及び船舶の位置
	66	排出し、又は処分した量(立方メートルによる。)
	1	海域への排出量
	2	受入施設への処分量(港名を表示すること。)(注5)
	67	水バラストの排出前又は排出中に油による汚染が認められたか。
	68	排出中油分濃度計による排出の監視が行われたか。
	69	水バラストの排出の完了時において、貨物油管及びストリップング管とクリーンバラストタンクとを分離する弁が閉鎖された時刻及び船舶の位置
(M)		バラスト用油排出監視制御装置の状態
	70	装置が故障した時刻
	71	装置が作動可能な状態になった時刻
	72	故障の原因
(N)		事故その他の理由による例外的な油の排出
	73	排出の時刻
	74	排出時における船舶の位置又は場所
	75	油の概量(立方メートルによる。)及び種類
	76	排出の状況及び原因その他必要な事項
(O)		その他の作業その他必要な事項
		注1 個々のタンクが、操作及び設備の手引書に従って操作したときに同時に作動しない複数の洗浄機を有する構造である場合には、各洗浄機について原油洗浄を行う部分(例えば、第2センタータンク前部)

		を示すものとする。 注2 操作及び設備の手引書に従って、一段式の洗浄方式又は多段式の洗浄方式のいずれを採用したかを記載すること。多段式の洗浄方式を採用した場合には、段階ごとに洗浄機の働く垂直方向の角度及び回数を記入すること。 注3 操作及び設備の手引書に記載されている洗浄の手順によらない場合には、詳細を備考に記入すること。 注4 ホースによる洗浄、機械による洗浄、化学洗剤による洗浄又はこれらを併用した洗浄のいずれかであることを明記すること。化学洗剤による洗浄の場合には、化学洗剤名及び使用量を記入すること。 注5 船舶の船長は、受入施設（バージ及びタンクローリーを含む。）の作業責任者から、移し替えた日時とともに移し替えた洗浄水、汚れた水バラスト、油性残留物又は油性混合物の量を詳細に記録した受取書又は証明書を入手すること。当該受取書又は証明書は、油記録簿に添付されることにより、問題とされた油汚染事故に当該船舶が関与していないことの証明に役立つことになる。当該受取書又は証明書は油記録簿とともに保存すること。
特殊な運航に従事する油タンカー		
(P)		水バラストの積込み
	77	水バラストを積み込んだタンクの識別記号
	78	水バラスト積込み時における船舶の位置
	79	積み込まれた水バラストの総量（立方メートルによる。）
	80	備考
(Q)		水バラストの船内における移替え
	81	移替えの理由
(R)		水バラストの受入施設への処分
	82	水バラストを処分した港
	83	受入施設の名称
	84	処分した水バラストの総量（立方メートルによる。）
	85	港湾当局の職員の署名及び印章並びにその日付